

広島県教育委員会会議録

令和元年12月18日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和元年12月18日（水） 9：30開会

11：33閉会

1 出席者

| | |
|-----|--------|
| 教育長 | 平川理恵 |
| 委員 | 細川喜一郎 |
| | 中村一朗 |
| | 志々田まなみ |
| | 菅田雅夫 |

2 欠席委員

| |
|-------|
| 近藤いずみ |
|-------|

3 出席職員

| | |
|--------------|-------|
| 教育次長 | 長谷川信男 |
| 管理部長 | 池田克輝 |
| 教育部長 | 福島一彦 |
| 乳幼児教育・教育支援部長 | 池田肇 |
| 参与 | 生田徳廉 |
| 理事 | 榊原恒雄 |
| 総務課長 | 江原透 |
| 秘書広報室長 | 山崎真紀 |
| 教職員課長 | 山田哲也 |
| 文化財課長 | 白井比佐雄 |
| 学びの変革推進課長 | 寺田拓真 |
| 義務教育指導課長 | 河北光弘 |
| 高校教育指導課長 | 竹志幸洋 |
| 豊かな心育成課 | 阿部由貴子 |
| 生涯学習課長 | 田坂嘉章 |

教育委員会会議定例会日程

| | | | 頁 |
|------|------------|---|----|
| 日程第1 | 会議録署名者について | | 1 |
| 日程第2 | 第3号議案 | 公立高等学校入学者選抜制度について | 1 |
| 日程第3 | 報 第1号 | 令和元年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について | 9 |
| 日程第4 | 報告・協議1 | 令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について | 10 |
| 日程第5 | 報告・協議2 | 「不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査」の結果について | 12 |
| 日程第6 | 第1号議案 | 令和元年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について | 15 |
| 日程第7 | 報 第2号 | 知事の専決処分に対する意見について | 15 |
| 日程第8 | 第2号議案 | 教職員人事について | 15 |
| 日程第9 | 報 第3号 | 教職員人事について | 16 |

平川教育長： それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第22条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。

会議録署名者として、中村委員、菅田委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。

(承 諾)

平川教育長： 本日の会議議題は、お手元のとおりです。

議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

細川委員： 第1号議案は、表彰者の選考に関する案件、第2号議案及び報第3号は、個別の人事に関する案件、報第2号は、個人情報を含む案件ですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

平川教育長： ほかに御意見はありませんか。

(な し)

平川教育長： それでは、ただ今の細川委員の発議について採決いたします。

第1号議案の令和元年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、第2号議案の教職員人事について、報第2号の知事の専決処分に対する意見について、報第3号の教職員人事については、公開しないということに賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。

したがって、本日の議題は、第1号議案、第2号議案、報第2号及び報第3号を公開しないで審議することといたします。

第3号議案 公立高等学校入学者選抜制度について

平川教育長： それでは、第3号議案、公立高等学校入学者選抜制度について、寺田学びの革新推進課長、説明をお願いいたします。

寺田学びの革新推進課長： 公立高等学校入学者選抜制度の改善（案）につきまして御説明を申し上げます。

まず、県民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントの結果の概要につきまして、御説明を申し上げます。

別紙1、「県民意見募集の結果の概要」を御覧ください。1に記載しておりますとおり、9月18日から10月17日までの1か月間、意見募集を行いまして、合計755名の方から1,545件の御意見を頂いたところでございます。

主な意見と、それに対する県の考え方の概要につきまして、2の表に取りまとめております。こちらにお示ししております県の考え方に基きまして、今回お諮りする案を作成いたしております。

パブリックコメントの意見等を踏まえまして、9月に御説明いたしました素案から変更した点につきまして、御説明をさせていただきます。

2ページ目をお開きください。まず、2段目でございます「調査書の評定の対象学年」についてでございます。「主な意見」に記載しておりますとおり、「中学校1年生のときの成績を除外すると、子供の勉強意欲の低下につながると思う。内申書に占める1年時の成績の割合を小さくするだけで十分ではないか。」といった意見などがございました。

このことにつきまして、素案では、対象学年を第2学年及び第3学年のみとしておりましたが、調査書の対象学年を第1学年から第3学年までとし、第3学年時における到達度をより評価する観点から、学年間の比重を、1対1対3とすることとしております。

次に、一番下の段の「入学者選抜制度の改善の実施時期」でございます。主な意見として、「中学1年生のときから必死に勉強してきたのに、それが評価されなくなることが

ショックだ。」あるいは、「受検生、保護者、関係者に十分な周知の時間を設け、実施時期については慎重に検討してほしい。」といった御意見がございました。

このことにつきまして、素案では、調査書の改善は令和3年度の入学者選抜から、その他の改善は、令和4年度の入学者選抜からそれぞれ実施することとしておりましたが、制度の改善は令和5年度入学者選抜、すなわち現在の小学校6年生からを対象とすることとしております。

なお、別紙2といたしまして、「県民意見募集の結果」の全体像をお示ししておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、資料の本体にお戻りいただきまして、1ページ目を御覧ください。公立高等学校入学者選抜制度の改善案について御説明を申し上げます。

まず、「1 改善の視点」でございます。

新しい学習指導要領の中で求められております力なども踏まえまして、広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力として、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を明示したところでございます。

子供たちが、これから大人になり、社会に出ていった際には、自分自身のことを理解する「自己を認識する力」、さらには、自分の将来の夢や、やるべきことなどについて、自分で考え、選択し、自らの意思で決める「自分の人生を選択する力」、そして、自分自身のことや自分の考え、意見などを相手に理解してもらえよう工夫しながら伝える「表現する力」などが必要になってくると考えておまして、中学校を卒業する15歳の段階で、本県の生徒全員にこのような力を付けてもらいたいと考えております。

次に、「2 改善の主な内容」について御説明いたします。

まず、新しい制度におきましては、各高等学校・学科の特色に応じた入学者選抜の充実を図るとともに、中学生の一層の主體的な学校選択を実現するため、全ての高等学校・学科におきまして、「教育目標」や「育てたい生徒像」、「入学者受入方針」などを示すことといたします。

また、中学校及び高等学校の教育の充実を図るため、入学者選抜を一次選抜と二次選抜の2回とし、選抜に係る期間を短縮することといたします。

次に、「ア 一次選抜」につきまして御説明いたします。まず、全ての高等学校・学科におきまして、学力検査の実施及び調査書の活用による入学者選抜を実施し、学校・学科ごとに独自検査の実施も可能といたします。

また、全ての高等学校・学科におきまして、受検者全員に「自己表現カード」を作成させ、そのカードを活用した「自己表現」を実施することといたします。

次に、学力検査、調査書及び自己表現の比重につきましては、合計10割を、6対2対2の割合とすることを基本とし、学力検査におきまして傾斜配点を行うことを可能といたします。

現行制度におきましては、学力検査と調査書との比重を、125対130としておりますが、調査書につきまして、これまで中学校側で記述しておりましたスポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、「自己表現」により生徒自身が表現する制度となりますことを加味するとともに、生徒が身に付けた力の到達度を重視する観点から、6対2対2としているところでございます。

また、高等学校・学科ごとに入学定員の一部におきまして、学力検査や調査書等の比重の設定、あるいは学力検査における活用教科の設定、さらには調査書における活用教科の設定や傾斜配点を可能といたします。

次に、二次選抜でございますが、一次選抜の合格者が入学定員に満たなかった高等学校・学科におきまして、その特色を踏まえて実施することとしています。

続きまして、「(2) 調査書」についてでございます。中学校において作成いたします調査書につきましては、記載内容を、「志望校等」、「氏名」、「性別」、「学習の記録」すなわち「評定」、「特記事項」のみといたしまして、このほかに、これまで中学校で記述しておりました項目については、「自己表現」において受検者本人がアピールすることといたします。また、対象学年は、先ほど御説明いたしましたとおり、第1学年から第3学年までとし、学年間の比重を1対1対3といたします。

最後に、制度改善の実施時期につきましては、こちらも先ほど申し上げましたとおり、令和5年度の入学者選抜から実施することとしています。

続きまして、資料の3ページ目をお開きください。3ページ目には、自己表現カードのイメージをお示ししております。自己表現カードにつきましては、あくまで自己表現

の参考資料という位置付けとして、文字数の多さや丁寧に書いてあるかどうかなども含めまして、記入した内容そのものについては評価をいたしません。

なお、自己表現では、生徒が作った作品などを持ち込むことも可能といたします。

資料の4ページ目には、現時点での調査書の様式の案を付けております。こちらにつきましては、今後更に検討を進めてまいりたいと考えております。

最後、資料の5ページ目を御覧いただきますと、一次選抜の実施の具体のイメージをお示ししております。

全ての学校・学科におきまして、定員の50%以上の生徒を選抜する「一般枠」、仮称と、各学校・学科の特色を踏まえまして、現在の選抜（I）の趣旨も生かしながら、希望する学校で実施する「特色枠」、こちらも仮称でございます、の2段階で選抜することとしております。

「教育目標」、「育てたい生徒像」、「入学者受入方針」、そして「特色枠」の中の、「学校・学科において設定」となっております欄を各学校で記入していただきまして、こちらのシートを作成してもらうことを想定しております。その内容を一括して県教育委員会のホームページなどで公表することによって、受検者や保護者などが分かりやすく情報にアクセスできるように取り組んでいきたいと思っております。

なお、本制度の改善につきましては、関係者に広く周知を図りますとともに、現在の小学校6年生及びその保護者に対しまして、教育長からのメッセージを配付することとしております。

また、新年度になりましたら、新しい制度の内容を説明するリーフレットを中学校1年生、すなわち現在の小学校6年生全員に配付いたしますとともに、教職員を対象とした説明会等も開催いたしまして、制度の周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、併せまして、児童生徒が「主体的な学び」の意義についてしっかりと理解することができるような取組も進めてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 入学者選抜制度が変わるといえるのは、受検生にとりましても、保護者にとりましても、非常に大きなことであると認識しているのですが、あえてここで改善を検討される理由や背景をもう一度確認させてください。

寺田学びの変革推進課長： 基本的な視点といたしましては、やはり本県が全国に先駆けて取り組んでおります「学びの変革」、これを一層充実したものとしていくというか、実効化させていくという視点がございます。そうした視点から、先ほど申し上げましたように、これまで明示しておりませんでしたけれども、「広島県の15歳の生徒に身に付けさせたい力」ということで、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」ということを今回掲げているところでございます。こうした力をしっかりと評価できるような入学者選抜にする。中学校や小学校、さらには入学した後の高等学校におきましても、こうした力を育むための教育活動というものを一層充実していくという視点から、今回入学者選抜制度の改善を図るものでございます。

細川委員： 今、御説明をいただいた、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」の「自分の人生を選択し」というのはどのような意味合いがあるのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： こちらにつきましては、いろいろな意味で捉えられるかと思えますけれども。基本的には、自分自身の強みや弱みといったところを分析しつつ、将来、自分がどういう仕事に就きたいのかということも、もちろん一つでございます。ただ、仕事以外につきましても、どのようなことを人生で実現していきたいのかというようなこと、あるいは自分自身ができることはどのようなことなのかということをお自分で考えて、さらには、他の人たちも必要に応じて巻き込んでいながら、それを実現できるような、そういった力ということを考えております。

細川委員： 御説明いただいたことに対して思うことは、小・中学校に対する指導内容について、どのようなものをお考えなのか、また、その負担というものですね、その辺のところはいかがでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： この件につきましては、これをやれば必ず全てがうまくいくというものがあるわけではないと思っております。まず、キャリア教育の重要性が随分前からうたわれております。キャリア教育については、特定の教科や、あるいは特定の単元といったところで育成をするのではなくて、学校の教育活動全体を通じて行っていくものと言われておりますので、そうした視点から、キャリア教育を中心に据えながら、学校の教育活動全体

において、こうした力を育むための活動というものを進めていく必要があるかと思っております。そのためには、例えば各教科の授業、日頃の授業につきましても、もっと生徒自身が自分自身の主体性が発揮できるようなもの、あるいは自分自身の強みというものを認識できるようなものにしていく必要があると思っております、その点につきましては、学校に任せるということでは当然ございませんで、教育委員会としても一緒になって考えていく必要があるかと思っております。

あわせまして、現場の負担というところで申し上げますと、こうした力を育んでいくというのは、正に「学びの変革」の本質でございますので、こうした点を各学校においてしっかりと進めていただきたいという思いが第一でございます。あわせまして、過重な負担が現場にかかることがないように、こういった負担軽減ができるかというのは、入学者選抜の話だけではございませんで、学校の働き方改革という視点も含めながら、一緒に検討させていただきたいと思っております。

細川委員： もう一点。今、教職員の方に対する負担のお話を聞きしたのですが、今度は児童生徒、受検生の方なのですが、学習の記録の評定の比重が1, 2, 3学年で1対1対3。この理由をよく理解をしているところではございますが、3年で3という、いわゆる3倍になるところで、県内の中学生は頑張ってくれると私も思うのですが、3年生になった途端に、これから3倍になるから、今までよりも一生懸命、いろいろなことを犠牲にしてもやらなければいけないというような、そういう負担もあるのではないかなと危惧するのですが、その辺はいかがでしょう。

寺田学びの変革推進課長： まずもって、そもそも調査書を今回見直す一つの理由といたしまして、生徒たちが過度に評定を気にしながら学習活動を送ってほしくないという思いがございます。そうした視点からも今回1対1対3としておりますけれども、まずそもそも評価されるからとか、評定に響くからとか、そういうことではなく、日々の授業を楽しく主体的に学んでいけるような授業作りや、あるいはそういった趣旨をしっかりと生徒たちに伝えていくということが大前提として必要になろうかと思っております。

あわせまして、1対1対3としておりますけれども、こちらにつきましては、例えば中学校1年生の段階において、何らかのトラブル等によって十分な学習活動ができなかったというような生徒が発生した場合に、その後の頑張りがきちんと適切に評価されて、希望する進路が実現できるようにということで、到達度をより重視するという視点から、今回こういった設計にしております。中学校3年生のときにそのことについて頑張り過ぎると、正に先ほど冒頭に申し上げた、ある意味、調査書に縛られてしまうこととなりますので、きちんと今回の制度の趣旨を説明しながら、生徒たちが自分たちのやりたいことをやり、かつ、自分の実現したい進路を実現できる取組を進めていきたいと思っております。

中村委員： 「学びの変革」という大きな流れの中で、目的に従って変えていく、あるいは長期間続けてきた入試制度の改善すべきところを変えていくという取組は、私は必要なことだろうと思えます。

素案からいろいろ変更もしていただいて、お疲れさまでございますが、2点ほど分けて質問させていただきます。まず、この「自己表現」というところなのですが、これは面接もあるのですよね。面接とこの自己表現カードというものに記入することですけれども、説明を読んでおられますが、これは文章の上手い下手ではない。つまり、文章力ではなく表現力ということだと思いますが、先ほども出ております「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」という、「自己を認識し、自分の人生を選択し」というところが、この自己表現カードの②番辺りに出てくるのだろうと思うのですが、自分の人生を選択する。その前にまず高校を選択するということだと思います。

これは素案のときにも申し上げたことなのですが、この制度の前提として、やはりこの改善の内容のところにあります各学校の「教育目標」であったり「入学者受入方針」に、それぞれの学校のスクールポリシー、特色を明確にして、育てたい生徒像も明確にして、それを基に中学生が入りたい高校を選んでいく、それをここで表現していくということではないかということもありますので、前回も御説明いただいたと思えますけれども、コミュニティ・スクール等の活用とか、いろいろあると思えますので、県教委もしっかり支援していただきながら、まずは各学校、高校の立ち位置、5年後、10年後、30年後の立ち位置をしっかりと議論して確立をしていただきたいなということです。

その上で、戻るのですが、自己表現カード。果たしてこれが文章力ではなく表

現力ということがきちんと伝わりますかと。その評価ができますかという辺りはいかがでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： まず、御指摘を頂きましたとおり、この制度をしっかりと実行していくためには、各高等学校がそれぞれの特色をしっかりと出していただくということが必要になってくると思っております。当然、学習指導要領という全体の大きなフレームはございますけれども、その範囲の中でできることはたくさんあるかと思っておりますので、県教育委員会としても学校とキャッチボールをしっかりとさせていただきながら、その特色化の支援をしていきたいと思っております。

そして、今回の自己表現カードにつきましては、まず前提といたしまして、このカードを単体で評価をするということは想定しておりません。基本的には、自己表現とこの自己表現カードがセットで評価されると考えております。その自己表現カードに書かれてくる内容というところにつきましては、本来であれば、先ほどの特色化とセットでしっかり考えられるべきであって、自分はこの高校に入って何をしたいのか、それが自分の将来にどうつながるのかというところをしっかりと表現していただく必要があるかと思っております。それは表現の上手さということよりも、先ほど申し上げましたように、中学校のときに頑張ってきた作品とか成果物とか、そういったものを持ってきて、こんなことを頑張ってきたのだというようなことも可能としたいと思っておりますので、ここの書き方というよりも、自分自身の情熱や思いとか、そういったものをしっかりと聞かせていただく必要があると思っております。

そうした点では、御指摘がありましたように、各高等学校においてどういった評価をされるのか、評価の視点が非常に重要になってくるかと思っております。ペーパーテストではございませんので、評価が非常に難しい部分もあるというところは御指摘のとおりかと思っております。この点もしっかりこれから生徒が実行するタイミングまでに学校と一緒に検討させていただきまして、それがしっかり生徒に伝わる、あるいは保護者に伝わるような情報の提供の仕方も考えていきたいと思っております。

中村委員： 自己表現が何分ぐらいで、何対何でするのかといった詳細もこれからだと思いたすので、是非しっかり御検討いただきたいと思いたす。

それから、2点目なのですが、この調査書なのですが、パブリックコメントを見ていまして、正に中学校3年生を重視するのか、中学校1年生を重視するのかみたいな、これも意見が分かれるところは当然あるだろうと思いたす。先ほど課長もおっしゃられたように、そもそも調査書があると、評定を過度に気にする生徒も出てくるということだと思うのですが、今回の変更の議論の中で個人的に思いたすのが、そもそも中学生の間の学習の成果を学力検査で見るとは、果たして調査書自体が必要なのか、これがそもそも無い方が良いのではないかなと思いたすのですが、その調査書の評価をなくすという議論や検討があったりしないのでしょうか。

寺田学びの革新推進課長： まず結論から申し上げますと、そういった議論もいたしました。調査書自体をなくすことができないかという検討も行いましたけれども、まず法令上、これを完全になくすことは難しいというのが文部科学省にも確認をした回答でございました。ごく一部の生徒につきまして、この調査書を不要としている例というものもないわけではございませんでしたけれども、全体としてそれをなくすのは難しいという状況の中で、どうしたらこの影響を最小化、適切に反映することができるかという視点から今回、制度の見直しを行ったところでございます。

中村委員： その結果として、現在は学力よりも調査書の方が点が高いものを、大きく変更して比率を下げたと、そういうことですね。

寺田学びの革新推進課長： 御指摘のとおりでございまして、そもそも調査書の対象学年が1対1対3になっていきますけれども、その上には、先ほどの学力検査と調査書と自己表現の比率というところを6対2対2というのをベースにするということで、総体的に見ますと、現行制度と比べると調査書の中のいわゆる評定の部分のボリュームというのはかなり下がってきたということになります。あわせて、調査書にこれまで記載しておりました3年間のプロセス、それが評定に表れない、あるいは学力調査に出てこない部分については、自己表現の中でしっかり生徒自身にアピールしてもらおうというフレームにしているということでございます。

菅田委員： 先ほどからの自己表現なのですが、パブリックコメントでも、面接が苦手な子供がいるとありましたが、これは本当にいると思いたす。表現の中でも、人と会って表現するのが得意な人と、文章表現力がある人がいます。例えば、将来小説家を志望する

場合は、それが本当に表現の手段になると思うのですよね。そういうところで、やはり文章もある程度評価することも必要ではないかなというのが1点。もう一つ、今回の大学入試改革でも議論になっていますけれども、こういった記述的なものというのは、評価者が変わると評価が変わってしまうおそれがあるので、同一の人、若しくは同一の集団でやらなければいけない。前にも申し上げたと思うのですが、志望の多い高校で、きちんと面接時間が確保されるのかどうかということも懸念がありますけれども、この2点はどうでしょう。

寺田学びの変革推進課長： まず1点目でございます。御指摘のように、生徒それぞれいろいろな個性があらうかと思っております。例えば、なかなか人前で話すことが特性として難しいというお子さんなどについて、必要な配慮といいますか、措置を行うということが必要だと思っておりますので、そういった特別な事情を持っておられる生徒さんに対する支援、配慮というものは、今後、運用に向けて検討していきたいと思っております。

ただ一方で、やはり人と関わっていくということは、これから生徒たちが、社会に生きていく上でも必要な力だと思っております。もちろん文章の方が得意だという子は、この文章の中にしっかり思いを込めていただく必要があるのですけれども、それを何らかの形で人に伝えるという力はしっかり育成していきたいということがございまして、自己表現とこれをセットにしているという位置付けがございまして。

もう1点でございますけれども、実際に高校の校長先生方と意見交換する中で、そうした指摘もございました。実際に全ての生徒たちを全て同じ先生でやるということは、なかなか現実的には難しいと思っておりますけれども、それをどういった形で客観性、公平性をしっかり担保しながらできるのかということ、さらには、自己表現のやり方はいろいろあらうかと思っております。当然、先生が一人で生徒一人というわけにはいかないと思います。一人だけではなく、評価する側については複数人でやっていただくことが基本とならうかと思っておりますけれども、そうしますと、当然、学校の先生方がたくさん必要になってくる中で、生徒については必ず一人なのか、それとも集団でやることも可能とするのかなども含めまして、どういったやり方が各学校において可能なのかということ、更に校長先生方の御意見なども聞きながら検討していく必要があらうかと思っております。

菅田委員： 調査書のところで欠席日数、これがなくなっているのですけれども、これは何か理由があるのでしょうか。

寺田学びの変革推進課長： 中学校の段階において、例えば中学校1年生のタイミングで中1ギャップと言われておりますように、かなり環境の変化があらうかと思っております。さらに、その後も、中学校2年生、3年生といった中で、非常に欠席日数が多くなっている子たちも現状としてございます。当然これは減らしていかなければならない、あるいは、単に減らすだけではなく、その子たちが何らかの形で学びを続けられる環境ということが重要だと思っておりますので、そのための取組を続けていくということが前提にあらうかと思っておりますけれども、欠席をする理由というのは様々あらうかと思っております。本人の責任ではないものがたくさんあらうかと思っております。そうした視点から、中学校のときに何らかの原因によって学校に来るのが少し難しくなってしまったようなお子さんにつきましても、基本的に高等学校の入学者選抜といたしますのは、その高等学校に入って、その高等学校の教育を受けるのに必要な力があるかどうかということをお評価するということが基本的な視点でございますので、到達度をしっかり見るということで、3年間の間にどれぐらいお休みをしたかどうかというのは、この基本的な調査書の様式の中には盛り込まないという判断をしたところでございます。

菅田委員： 欠席ということをお不利な情報、ネガティブな情報と捉えると、それを外した方が良いのかもしれないのですけれども、高校に入って、体が弱い生徒だからケアが必要だとかですね。家庭的な問題も抱えている子だからこそ救ってあげなければいけないとか。そういった情報にもなり得るわけで、有益な情報でもあり得るということも考えて、もう一度再考していただければと思います。

寺田学びの変革推進課長： 御指摘の点はそのとおりに思っております。

ただ、一方で、今回のこの関係の書類といいますのは、あくまで入学者選抜に活用するための書類でございます。欠席日数は、入学者選抜にそれを活用すると言いますよりも、入学した後に、その生徒たちに対しては当然必要であらうかと思っておりますので、今回、この様式を簡素化したからといって、中学校と高等学校の連携がおろそかになっていいということでは一切ございまして、入学した後にその生徒に必要な支援が行え

るように、更に連携を深めていただくことが必要であろうと思っております。

菅田委員： 調査書は当然電子データということでよろしいですね。

寺田学びの変革推進課長： 御指摘のとおりでございます。できるだけ学校に負担が過度にかからないように内容を検討しております。

志々田委員： いろいろな議論が起こって、教育委員会が思っていたように進まないということは、大変だと思いつつ、一方でチャンスかなと思っていたりします。というのは、パブリックコメントでこれだけのたくさんの方に御意見を頂き、これだけの件数の意見が集まってくるというのは、公行政にとってはとても幸いなことだと思いますし、多くの方がこのことについてたくさん話をしたり、意見を聞いてほしいと思っておられるということもとてもよく分かりました。

加えて、この児童生徒の175名というのは快挙だと私は思っていて、子供たちが自分の口で自分の入試について語りたいて思っている気持ちがとてもよく伝わってきた。マイナスに、こんなに何か言われてしまった、批判されていたり、否定されていたり、拒否されていると考えるのではなくて、いろいろな人がいろいろな改善案というものを持っておられるということのポテンシャルが見えたなと私は思っていて、今回の改善の案も読ませていただきましたし、パブリックコメントの内容もじっくり読ませてもらいました。

その上で申し上げたいのは、これが今、対話的になっているかということ、こちらが言いました、パブリックコメントで返してもらいました、それをこちらで検討して、またこういう案を出しますという、対話的ではあるのですけれど、本当に血の通っている会話かということ、そうではないかなとも思っています。私はこれを見ていて、私が思っているこれからのSociety5.0時代の日本の学力観とか、学習観というものと、このパブリックコメントで頂いている子供たちが不安に思っていたり、親御さんが思っておられたりする学力観と学習観とかということ、少し誤差があるのかなとも思っています。それはたまたま私が教育学を勉強しているので、今、新しいことがどうやって言われているのかということを知っているだけの話であって、多くの方に御賛同いただけるような内容かなとも思っています。この学力観や学習観というものの変換がないと、それを考える機会がないと、また学ぶ機会がないと、幾らやってもお互いが手探りなのではないかなとも思っています。

せっかく開始時期が延びたのだから、生徒、保護者、教員が熟議したら良いのかなとも思っています。それは何も、土曜日とか日曜日とかということではなくて、総合的な学習の時間であったり、キャリア教育の時間が学校の中にもある一定程度確保されていて、そういう意味では、入試というのは、子供たちが自分事として当事者意識を持って語ることができる、とても大事なテーマなのではないかと。

要は、子供たちは自分がどうやったら評価されるのだろうかということを探る時間、それで本当に良いのかということを考える時間が必要ですし、先生方にとっても、子供たちを送り出していく上で、自分が子供たちにどんな力を付けさせてあげたいか、どういうニーズを持っている子供たちにどういう教育を提供するのかということを考える時間にもなるかなとも思っている。来年度、高校入試100人会議みたいなキットを作って、楽しくやらないと、こういう議論はすごく苦しいのですよ。ひど過ぎますという子供の言葉が心に刺さっているのです。どうしてひどいと思うのかということ、私が言っていることと、考えてきてくれていることと、言われていたこととが違うではないかということ、この迷いだと思うので、それを発散する時間というのは要るのかなとも思っていて、それは年に1回とか2回とか、保護者の、例えば参観日とかっていうところの時間を使って、生徒と保護者と先生とが車座になって、テーマとして「入試がどうあってほしいのか」とか、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」というのをあなたたちが問われるのですよと言われたときに、私のここを見てほしいとか私はこんなやり方で表現、それこそ作品をとかといったら、絵なら絵を持ってきて、どうやってプレゼンをしたら高校の先生たちに私がやってきたことを評価してもらえるのかという術を考えるような、それは十人十色で良いと思うのですよね。そういう方法を練るような、作戦といったら変ですが、対策を練るような、そんな学びが学校の中があれば、パブリックコメントに来ているような、今までと違うではないかということにはならないかなとも思っていて、これはずっと続けていくことかなとも思っています。

なので、熟議という言葉が良いのか、ワークショップが良いのか、グループワークが良いのか分かりませんが、参加型の学習の手法を用いながら、今、子供たちがこの課題

に対して、自分たちの入試というキャリア教育の一環の中で、どんな方法があるかとか、何がおかしいかとか、どこが自分たちのポイントかとか、学校全体で取り組んでいることがあるのだったら全部の子供たちがその学校の特色を生かした教育で、私たちはこんな力を身に付けて、こんなことができるのですと言えるようにさせてあげることが各中学校の義務であって、どう内申書を一人一人に書いてあげるかということよりも、ずっと子供たちの背中を押してあげられる、とても良い学習になるのかなということをおもいました。是非そういう意味で、中学校段階でキャリア教育の時間を、年間数回でも結構ですので、この入試で、今、求められている学力はとか、広島県だけじゃなく、私立を受けたり、他の県の学校を受ける子もいるかもしれませんが、恐らく21世紀を迎えたこの社会の中で求められている、とてもコンパクトで良い学力観ですので、是非その場で議論と熟議を学校の中で広めていく。子供たちが、実際に教育長に会ってお話いただくことが一番良いと思うのですが、教育長の体は一つしかないのです、何か工夫をして、メッセージとして伝え、それがワークショップの口火になって子供たちがわいわいがやがやと話をすれば、不安は減ると思うのですよね。入試はやはり検査みたいに使われて、評価されて、私の良いところをアピールする時間だと思っていないのではないかなと思いましたので、これはお願いです。是非熟議を重ねてもらいたいということが1点です。

あと、もう一つです。自己表現というのは、多様な方法があるので、言葉遣いや服装やボディランゲージも含めて、その子の多様性を評価してもらわなければならないので、面接とすると、トントンと2回ノックをし、手を横に、私も大学入試の試験監督をやっていたので思うのですが、全員同じ形が入っていて、右から回るのか左から回るのかで分からなくなったら、「もう一回最初から戻ってノックからやり直させてください良いですか」と、緊張でがちがちになっているお子さんを見て、こちらもすごく疲れるという経験をしたことがあります。

なので、その子の服装や髪型や、それから言葉遣いや姿勢や、そういういわゆる素行とか態度とか、そんなことを表現する時間ではないということ徹底して、面接の評価項目からそれを抜かないといけないと思います。何の格好をしてきても、この高校に入りたいのだという思いが真っすぐな子であれば採るべきなのだと私は思っています。そこからどう生徒指導するかは高校の判断であって、門前払いをするようなことは、少なくとも面接の試験ではないはずなので、是非、面接が品行方正であること、高校が望むような髪型や格好や言葉遣いやルール、マナーをチェックするようなものではないこともしっかりと伝えて、表現の時間を本当に表現する時間にしてほしい。そしたら、ピエロみたいな格好をしてくる子がいたり、自分が一番好きな野球のユニホームで面接に来る子がいても、私はその子が3年間何をやってきたのかが表現しやすい方法ならば、それで良いと思います。子供たち自身が、自由にこの時間をどう考えるのかという作戦を練っていただければなど。それを私たちも応援するような仕組み作りができればなどということも思いました。

細かいことは、安心とか納得とかということ、また事務局で詰めていただければと思いますが、もう一度丁寧にパブリックコメントを読み返して、私が思うことです。

寺田学びの革新推進課長： 非常に本質的な御指摘を頂いたと思っていますのですが、まず、学力観の転換というところで申し上げると、正にそれが「学びの革新」で目指したところでございまして、スタートしてからかなりの時間が経ってまいりますけれども、今回、パブリックコメントでたくさん御意見を頂いたことは非常にありがたいと思っておりますが、端的に申し上げますと、まだまだ道半ばかなというところは率直な実感として持っております。

先ほど、キャリア教育はあらゆる教育活動の中でも申し上げましたけれども、そうはいいましてやはり自分自身のことについてしっかり考える時間というものは、それは単体でやはり必要な部分も当然あるかと思っておりますので、御指摘を踏まえて、これから実施していくまでの間、中学校あるいは小学校において、どのような学習活動や活動の時間が必要かというところはしっかり考えていく必要があるかと思っております。

さらに、面接改め自己表現につきましては、正に御指摘のような趣旨で今回表現を改めさせていただいたというところでございます。実際、県内の県立高校で面接をしている学校も幾つかございますけれども、そういったところの評価基準を見ますと、やはり身だしなみとかマナーとか、そういったところが入っているところもございます。それが、今回のこの自己表現が同じような活動であると思われてしまっは良くないという

ところで、「自己表現」という形にしているところでありまして、これがしっかりと、御指摘のようにどういう意図でこの時間が設けられたのかということや、さらには、これを実行していくためには、中学校においても生徒が日頃から自己表現ができる環境作りといたしますか、そういったことが、このときだけ許されるわけではなく、中学校の学習活動の中でも素でいられるような時間というものを主にしていく必要があるかと思っておりますので、そうしたところは県教育委員会としてもしっかりと対応していきたいと思っております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報 第 1 号 令和元年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について

て

平川教育長： 続きまして、報 第 1 号、令和元年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について、江原総務課長、説明をお願いいたします。

江原総務課長： それでは、報 第 1 号、令和元年広島県議会12月定例会に提案された教育委員会関係の議案に対する意見について御説明申し上げます。

令和元年広島県議会12月定例会に提案されました教育委員会関係の議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、知事から教育委員会に対しまして意見を求められましたけれども、教育委員会会議を招集する暇がないと認められましたので、教育長に対する権限委任規則第3条第1項の規定によりまして、教育長が臨時に代理し、この議案に同意する旨の回答をしておりますので、御報告をして、承認をお願いするものでございます。

この度、承認をお願いいたします議案につきましては、資料の中ほど、「2 臨時に代理した事項」に記載しておりますとおり、(1) から (4) までの4件でございます。

資料に沿って順番に御説明をいたします。

まず、資料の1ページをお願いいたします。「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」についてでございます。

この条例案は、令和元年広島県人事委員会勧告などを考慮し、職員の給料表を改定するなど、必要な改正を行うものでございます。具体的な内容についてでございますが、まず、令和元年度の改定につきましては、1 (1) のアに記載しておりますとおり、平成31年4月の公民較差に基づく給料月額改定、また、(2) のウに記載しておりますとおり、支給月数の引上げ並びに2に記載しておりますとおり、国の指定職に準じて特別職の期末手当の支給月数を引き上げることとしております。

これらの適用期日につきましては、平成31年4月1日でございます。

次に、令和2年度以降の改定につきましては、1 (2) のアに記載しておりますとおり、住居手当につきまして、国の見直し内容や職員の家賃負担の状況、民間の住宅手当の状況等を踏まえまして、手当の支給対象となる家賃額の下限の引上げ及び手当額の上限の引上げを行うこととしております。

次に、1 (2) のイに記載しておりますとおり、地域手当につきまして、本県の職員給与の状況、国及び他の都道府県の状況等を総合的に勘案し、支給割合を1.3ポイント引き下げるものでございます。

なお、1 (1) のイに記載しておりますとおり、民間給与と職員給与の均衡の観点か

ら、給与月額を1.3%引上げを行うことにより、全体の職員給与水準は維持することとしております。

また、1の(3)に記載しておりますとおり、給料表の改定に伴い、短時間勤務会計年度任用職員につきましても、給与改定を行うほか、地方公務員法の一部改正に伴い、臨時的任用職員等に係る所要の改正を行うものでございます。

これらの施行期日は、令和2年4月1日でございます。

なお、市町立学校に勤務する県費負担教職員につきましても、平成31年4月の公民較差に基づきまして、給料月額の改定を行うための「市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案」が提案され、審議がなされたところでございます。

2ページをお願いいたします。補正予算の概要についてでございます。

資料の下方、点線囲みの「要求内容」を御覧ください。内容といたしましては、平成31年4月の公民較差に基づく給与改定に伴う補正でございます。

「(2) 歳出」につきましては、表の補正額の列の一番下、「教育委員会計」の欄にございますとおり、4億8,400万円余の増となり、教育委員会所管の歳出総額は1,664億4,900万円余となります。

その財源といたしまして、「(1) 歳入」の表にございますとおり、義務教育費負担金について9,600万円余の増額をすることとし、教育委員会所管の歳入総額は422億円余となります。

3ページをお願いいたします。権利の放棄についてでございます。

権利を放棄することとなる債権につきましては、「2 放棄する権利」にございますとおり、平成29年度の業務委託契約の解除に伴う違約金でございます。これは、広島県西部教育事務所芸北支所における株式会社プライムマネージメントとの清掃業務委託に係る契約解除に伴うものであり、平成31年1月23日に同社の破産手続が終了いたしましたけれども、当該債権に対する配当はなく、当該債権の回収が不可能となったため、権利の放棄を行うものでございます。

以上が、教育委員会関係の議案でございます。

教育委員会の関係課が確認し、いずれも内容に問題がなく、同意することが適切であることから、教育長が臨時に代理し、12月3日付けで同意する旨の回答をしております。御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。
採決に移ります。
原案に賛成の方は、挙手願います。

(全 員 挙 手)

平川教育長： 全員賛成と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

報告・協議 1 令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について

平川教育長： 続きまして、報告・協議1、令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について、河北義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

河北義務教育指導課長： それでは、令和2年度広島県教科用図書選定審議会委員の選任方針について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。教科用図書選定審議会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律によりまして、毎年度、県教育委員会に置くこととされております。

まず、1の「選定審議会における重点審議事項」を御覧ください。次年度の選定審議会においては、この2点について審議していただくことにしております。

次に、2の「委員の選任に当たっての基本的な考え方」を御覧ください。六つの考え方を示しております。これにつきましては、これまでの考え方と変更はございません。

次に、3の「委員の構成」について御説明いたします。委員の区分につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第9条に基づきまして、1号委員として校長及び教員を、2号委員として教育委員会関係者を、3号委員として教育に関する学識経験を有する者を任命することとなっております。

なお、委員の定数は、広島県教科用図書選定審議会委員定数条例によりまして、20名となっております。来年度は、新しい学習指導要領に基づく中学校用教科書の採択が初めて行われることも踏まえまして、1号委員は中学校の委員を中心とし、国立、私立中学校からも1名ずつ任命することとなっております。

また、新しい学習指導要領において、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの学習の基盤となる資質・能力などを教科等横断的な視点に基づき育成することが示されたことを踏まえまして、3号委員の大学関係者につきましては、これまで1名としていましたところを2名に増やしまして、ICT等を活用した学習活動に詳しい方を任命できるようにしております。

参考といたしまして、3ページには10年間の委員の構成表を付けておりますので、後ほど御覧ください。

資料の2ページを御覧ください。ここに「義務教育諸学校の教科用図書の検定・採択の周期」を示しております。令和2年度は、中学校・義務教育学校後期課程及び特別支援学校中学部の教科用図書の全教科の採択を行います。

なお、注3に示しておりますように、義務教育諸学校で使用する教科用図書のうちの学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる一般図書の採択につきましては、毎年行うこととなっております。教科用図書選定審議会では、これらの採択に関する審議を行っていただくこととなっております。

なお、4ページには、選定審議会の設置についての法的根拠などを、また、5ページには次年度の教科書採択に係る日程をお示ししております。今後、慎重に人選を行い、3月の教育委員会会議では、審議会の委員候補者を提案させていただく予定でございます。

以上で、説明は終わります。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 資料1ページ、「2 委員の選任に当たっての基本的な考え方」に、「女性委員の登用に努める」という文言がございますが、現在、女性委員は何人いらっしゃるのですか。

河北義務教育指導課長： 今年度の審議会では、女性委員は10名でございました。20名のうち10名ということで、ちょうど半分になります。

細川委員： あえてこの「女性委員の登用に努める」ということが入らなければいけないというのは、これを入れなかったら男性委員がどんどん増えるということではないと思うのですが、いかがですか。

河北義務教育指導課長： 私自身も委員が御指摘されることを感じておりまして、今後検討させていただきたいなと思っております。

志々田委員： 一番人数の多い委員が市町村教育委員会と書いてあるのですけれども、市町村教育委員会というのは誰が出ているのでしょうか。

河北義務教育指導課長： 指導主事の方に出ています。

志々田委員： そうすると、1号委員の教員と、指導主事というのは基本的に教育委員会の職員ですよ。

河北義務教育指導課長： そうです。

志々田委員： そうすると、かぶっていないですか。

河北義務教育指導課長： 教育委員会の方では、教育委員の方も来ていただいております。かぶっているのではないかとこのところなのですけれど、学校の教員としての視点と、教育行政からの視点ということで審議を行っております。

志々田委員： まさしく教育行政としてとか、市町村の教育行政を指導していく立場の者としてどういふ意見を求められているかということをはっきりとさせていただいて、1号委員は学校現場で子供たちを教えるという視点からどうなのか、2号委員は、教育委員会行政としてどうあるべきか、それから、学校間との連携だとか、といったようなことを視点に、決して教員として求められて来ているわけではないということをはっきりお伝えをした上で委員をお引き受けいただけると、1号委員、2号委員、3号委員の差というものが

あって多様性が増すと思います。人数が圧倒的に多いので、心配するのは、学校の先生が言っているのだからそれで良いのではないかというのが一番危険なことだと思いますので、是非とも、それぞれの役割をよく御説明した上でお引き受けいただくようお願いいたします。以上です。

河北義務教育指導課長： 委員御指摘のことをしっかりと伝えながら、適正な採択ができるように進めてまいりたいと思います。

中村委員： 3号委員の大学関係者が1名増えるということ、先ほど御説明があったのかもしれませんが、聞き漏らしたかもしれませんが、御説明をお願いします。

河北義務教育指導課長： 小学校用の教科書を見ますと、最近デジタルコンテンツの内容のものが非常に多くなっておりまして。また、ICT等を活用した授業展開ということが今後考えられておりますので、これまで同様に教育学に詳しい方ということで大学の先生、これまで1名だったのですけれども、そこに加えまして、ICT等の教育についても造詣の深い方に入っていただこうと考えております。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 「不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査」の結果について

平川教育長： 続きまして、報告・協議2、「不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査」の結果について、田坂生涯学習課長、説明をお願いいたします。

田坂生涯学習課長： それでは、不登校等児童生徒を支援している民間団体等に関する調査結果について御報告いたします。

1ページを御覧ください。調査の概要でございます。

この調査は、不登校等児童生徒を支援している民間団体等との連携方策を検討する参考資料を得ることを目的に、令和元年8月9日から9月30日までの間で実施したものでございます。この度調査結果を取りまとめましたので、御報告いたします。本日は時間の都合で、概要について説明させていただきます。詳細につきましては、添付しております報告書を後ほど御覧いただければと考えてございます。

「(5) 回答結果」を御覧ください。今回の調査では、62団体から回答をいただきました。NPO団体の登録、フリースクールガイドといった冊子、ホームページの検索などにより調査前に県教委が把握していた団体、47団体に加えまして、回答を頂きました団体からの情報提供により把握した団体、46団体、調査を報道等で知り、回答頂きました5団体、活動を把握できた団体が併せて89団体ございまして、そのうち6割の団体であります62団体から回答を頂くことができました。

次に、「2 調査結果」でございます。

ここでは団体の基本情報、それから活動の内容、教育委員会、学校との連携状況などをまとめているところでございます。

まず(1)団体の基本状況でございます。

回答のあった62団体のうち、広島市に27団体、福山市に14団体、合わせて41団体で、66%の団体が都市部に集中しているということでございます。また、10年以内に設立された比較的新しい団体が約半数と多い一方で、平成11年度以前から、これは約20年以上の活動になりますが、こうした団体も17%以上ございました。

次に、2ページを御覧ください。(2)団体についての類型、在籍者でございます。

団体の類型というのは、フリースクールや、それから学習塾、親の会などから選択していただいたところ、フリースクールが最も多く35%余りでございました。その他と回答した団体が多く増えており、内訳を見ますと、放課後等デイサービス、通信制高校又はサポート校などが多くございました。また、障害者支援施設など、発達に課題のある子供への支援団体もございました。

二つ目の丸ですが、在籍者の人数です。利用者と申し上げた方が良いのかもしれませんが、回答のあった団体、人数を足し上げますと2,933人でございました。一つの団体の在籍者数で最も多いのは330人、最も少ない団体は一人と規模は様々でございました。

次に、(3) 団体の活動等の状況でございます。

活動内容は、「相談・カウンセリング」、「個別の学習」、「居場所づくり」の順で回答が多く、約70%の団体で行われていました。芸術活動、調理体験等体験活動を行っている団体もあり、活動内容は様々ということでございます。

また、「障害のある児童生徒への支援」も55%余りの団体が実施しておりました。

三つ目の丸になりますが、スタッフについてでございます。スタッフが最も多い団体が60人、最も少ない団体が一人と、これまた規模は様々です。全ての団体におきまして、教員免許や臨床心理士など何らかの資格を持つ方を少なくとも一人はスタッフとして配置されているということが分かりました。

また、最後の丸でございますが、会費でございます。会費は徴収をしていないという団体が21%余りある一方で、月額で1万円を超え、3万円以下の団体が36%余り、3万円を超える団体が15%ということで、これも様々ということが分かりました。

次に、3ページを御覧ください。(4) 教育委員会との連携、(5) 学校との連携についてでございます。

教育委員会と連携している団体は32%、学校と連携している団体は64%余りでございました。学校と連携している団体のうち、指導要録上、出席扱いの実績がある、これは全ての在籍者がされているということではなく、一人でも指導要録の出席扱いの実績があればということでの結果でございますが、51%余りということでございました。

連携全体(6)でございますが、今後連携したい関係機関として、行政、これは教育委員会、福祉部局、青少年育成部局、そういったところでございます。それから学校との連携を希望する団体が多いという結果となっております。こうした声を大切にしていきたいと考えております。

続いて、その他でございます。

各団体の運営の課題を聞きまして、(4) 「活動・運営資金の確保」、それから「スタッフ等人材の確保」、そして、先ほどもございました「学校との連携」を課題と挙げている団体が多くございました。

これまでの支援活動の成果についての意見を聞きまして、居場所ができることによる安心感がある。また、自己肯定感の育成などの回答がございました。

その他の連携については自由記述で御回答いただいております。別冊の報告書にこれらの自由記述について、主なものを26ページ以降にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

4ページでございます。ヒアリングの調査結果についてでございます。

こうしたアンケートの調査結果に加えまして、特徴的な取組を行っている団体を直接訪問してお話を伺ってまいりました。この結果については、29ページから詳しくまとめておりますが、簡単に概要を説明しますと、まとめのところにございますように、各団体とも児童生徒の社会的自立を目指していること。積極的に学校との連携を進めようとしていること。不登校は学校だけでは対応は難しいと感じて、家族への支援にも取り組んでいること。障害のある児童生徒等への支援が必要と考える団体が多く、福祉部局、医療機関等との連携も求めている。こういったことが出てまいりました。

「4 今後の方向性」でございます。

今後はこの調査結果を市町教育委員会等に情報提供することによりまして、学校と民間団体等との連携が更に進むよう、促してまいりたいと考えております。

また、県教委といたしましても、いわゆる教育機会確保法の趣旨を踏まえまして、民間団体等との連携方策について、引き続きどんなことができるかということを検討してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

平川教育長： ただ今の説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

細川委員： 御案内のとおり、不登校の児童生徒は年々増えているという現状がございまして、不登校の未然防止、それから早期対応、そしてこういうフリースクールとの連携ということが関連的に言われているところなのですが、県教委がこういう民間団体との連携方策を検討されているということで、具体的に何か考えておられることがあれば教えていただきたいと思っております。

田坂生涯学習課長： まず、フリースクールと県教委、学校、市町教委も含めてそうだと思いますが、まずはお互いの活動を知ることが大事だと思っております。その一つのスタートになるのがこの報告書だと思っております。これからこういう報告書を活用していただいて、

市町教委や学校の先生などが、例えば訪問して見てもらうということも必要でしょうし、そういった機会を作るとということも考えられると思っております。

また、出席扱いとするかどうかの基本的な考え方を示すということも一つあるのではないかと考えております。

細川委員： 今月初めにありました中国五県教育委員会委員全員協議会で、各県の状況も教えていただいたところではあったのですが、これは民間ではないのですけれども、公的にそういう分教室みたいなものをお持ちの県の場合は、そこに加配教員と申しませうか、教員の配置があつたりとかいうことも教えていただいたのですが、民間にはなかなか難しいとは思ふのですけれども、その辺の人的な御支援みたいなものもお考えでございませうか。

田坂生涯学習課長： まず、教育委員会の取組といたしまして、スペシャルサポートルームもごございますし、適応指導教室ということでの、県教委なり、行政の側でやっている支援がまずございます。そういったことに加えて、こういった民間団体への人的な支援ということでございますが、まずは連携をしっかりと進めて、こういった支援ができるのか、こういった連携ができるのか、そこを見極めた上で、こういった支援ができるかということも考えてまいります。

中村委員： 様々な環境の下で不登校になっているという生徒がいるわけですが、今回のこの調査報告書を、ざっと今、見ているだけでもいろいろな状況があるのだなということが少し分かったような気がします。

先ほど、課長がお互いに理解するとおっしゃったのですけれども、お互いということもあるのですけれども、この民間団体等の現状を、こちらの方から勉強させてもらうという姿勢でやっていただきたいなど。そうすることで、子供たちの実態と言ひませうか、置かれている状況がより分かるのではないかなと思います。今回は約7割の回答ということですが、引き続き調査等を是非進めていただきたいかなと思います。

その先に、更なる連携がどういうことがあり得るのか、出席扱いがどうなのかとか、あるいは財政的な支援が必要なのか、できるのかどうかとか、現状に照らした方策というものがまた見えてくるのではないかなと思いますので、是非よろしく願ひいたします。

田坂生涯学習課長： 回答いただきましたデータでございませうけれど、団体の方から同意を頂いたものにつきましては、市町教育委員会の方に団体名とか連絡先とかをお知らせするようにしております。そういったデータを見ていただいて、自由記述の中にも是非フリースクールを見に来てほしいという声がたくさん挙がっておりますので、教育委員会、学校の方に出掛けていただくということを促してまいりたい。そういうことで教えてもらいたいと考えてございます。

菅田委員： 少し気になった点が、回答結果で、教育委員会が調査前から47団体を把握して、回答率が72.3%、回答があつた団体からの情報提供が46団体で50%と低いのですけれども、回答期限を一旦延ばされたりして回答数を増やされているという努力、配慮は感じるので、この50%と低くなっている理由というのは、回答期間以外にほかに考えられる点はあるのでしょうか。

田坂生涯学習課長： 委員がおっしゃられるように、情報提供による団体につきましては少し回答期間が短くなっているということもございませう。回答いただいていない団体につきましては、我々の職員の方から回答を促す電話をかけたりとか、メールを差し上げたりということをしたのですが、回答いただけていないということがございませう。調査項目が47項目と多かったということもございませうし、やはり教育委員会と今までお付き合いがないということも原因にはあるのかなと考えておりますが、具体的に何かこうだから回答できないということを伺ったということにはございませう。

志々田委員： やはり子供たちが多様な行き先があれば良いということを前提に話をしないと、特に生涯学習課がやっておられるので、学校復帰、学校に来るということだけではない選択肢に、どんなところがあるのかなという視点で調査をしてくださつたので、割と高い回収率だったのではないかなと思います。恐らく団体として機能していなかったり、とてもそこに手が回らないぐらい大変なところもある中で、民間団体の調査としては、割とたくさん返してくださつたのではないかなと思ひます。

多様性を公教育が持つというのはとても大事なことなのですが、どこまで把握、手が広げられるのかというのは、どうにもならない部分もあると思ふので、民間でできることは民間ですごくよくやっている方たちの自主的な取組というのをそのままにしておい

て、そのままというか、連携をさせてもらって、民間がやってくれるということも大事ですし、一方で、学校内のスペシャルサポートルームもありますし、学校の外で教育委員会が個別に持っているスペシャルサポートルームなどもありますし、そこで公としてどんなことを提供しているのかということを知っていただく、こちらが情報開示していくというのが大事なかなと思います。そこで手が届かない、やってあげられない部分を、民間の人たちがやってくれて、手の届かない子をなくしていくという。それぞれの対応ができるような多様な選択肢を作っていくために、同じことをやっていたらもったいないのですよね。それぞれの団体の独自性というところを發揮して、こちらがやっていないところではできるところは応援するという形の支援の仕方もあるかなと思うのですね。民間だから不登校等児童生徒をやってくださいというか、一緒に、例えば公のお金を出すというのいろいろな方法があると思うので、それをお互いのパートナーシップの取り方というときに、お互いにかぶっていないところ、もしくはお互いの手が届いていないところはどこなのかという議論ができるような、そんなやり取りが、民間の団体の方とそれぞれの市町や県が持っている適応指導教室の間で会話ができることが、この調査のこれからの一番の活用の仕方かなと思うので、市町に情報提供するだけではなくて、対話の場所を設けていくことが大事なかなと思います。

そのときに、お金をあげるよとか、人を出すよとか、何かそういう餌で釣ると、一部の人しか来ないのですよ。よく似た支援をしている人たちしか来なくなるので、そうではないつながりの仕方を求めてもらえると、公教育の良さも絶対ありますけど民間の良さもあるので、そこを潰さない連携の仕方があるのかなと思って調査を見させていただきました。

田坂生涯学習課長： 自由記述を丹念に読んでみますと、何か経費的な支援を頂きたいという団体もある一方で、そういった支援をもらうことによって自分たちが大事にしていることができなくなるのではないかという危惧の声もあったりします。そういった意味で、正に様々だろうと思っています。この調査を基に、まずはお互いが知ること、行かせていただいて知る、話を聞く、こちらのこともお伝えをするということがあって、子供を中心に置きながら考えていけるのかなと考えております。

いろいろなやり方があるかなと思っておりますので、まだ、一緒に就いたばかりでございます。教育委員会の中でしっかり話をして取り組んでまいりたいと考えています。

平川教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

(な し)

平川教育長： 以上で本件の審議を終わります。

続いて、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(10:53)

【非公開審議】

第1号議案 令和元年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について

令和元年度広島県教育賞及び広島県教育奨励賞の受賞者について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報 第2号 知事の専決処分に対する意見について

知事の専決処分に対する意見について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

第2号議案 教職員人事について

高等学校教諭のパチンコ店での窃取に係る人事措置（停職 1月）について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報 第3号 教職員人事について

高等学校長の人事異動について、審議の結果、全員賛成により原案どおり承認した。

(11:33)